

## 井原市通話録音装置貸出事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、電話での特殊詐欺及び悪質な勧誘による被害の防止に資するため、市民に対して、警告メッセージ機能等を有する通話録音装置（以下「装置」という。）貸出事業を実施し、当該事業の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

### (対象者)

第2条 事業の対象者は、市内に住所を有する65歳以上の者（以下「高齢者」という。）であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) ひとり暮らしの者
- (2) 高齢者のみで構成される世帯の者（前号に掲げるものを除く。）
- (3) 日中において、住居に高齢者のみとなることが常態である世帯の者（前2号に掲げるものを除く。）

2 前項の規定に関わらず、市長が特に必要と認める者は、対象者とする。

### (申請及び決定)

第3条 装置の貸出しを受けようとする者は、井原市通話録音装置貸出申請書（様式第1号。以下「貸出申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を受理したときは、速やかにその内容を審査し、装置の貸出しの可否を決定し、井原市通話録音装置貸出承認（不承認）通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、市が保有する装置の台数を超える申請があった場合は、市長は、既に貸し出している装置が返却されたときに、貸出しの可否を決定するものとする。

### (装置等の貸出し)

第4条 市長は、前条第2項の規定により装置の貸出しの承認を受けた者（以下「利用者」という。）に対し、次に掲げる物（以下「装置等」という。）を1組として貸与するものとする。

- (1) 装置
- (2) ACアダプター
- (3) モジュラーケーブル

2 貸与する装置等は、1世帯につき1組とする。

### (貸出期間)

第5条 貸出期間は、装置等の貸出承認を通知した翌日から起算して1年とする。

### (装置等の管理)

第6条 利用者は、貸出しを受けた装置等（以下この条において「貸出装置等」という。）を善良な管理者の注意をもって使用し、及び管理しなければならない。

2 利用者は、貸出装置等を譲渡し、貸与し、又は担保に供してはならない。

3 利用者は、貸出装置等を損傷し、又は亡失したときは、直ちに市長に届け出なければならない。

### (変更の連絡)

第7条 利用者は、貸出申請書の内容に変更があったときは、速やかに井原市消費生活センターに連絡するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、利用者が直接連絡できないときは、貸出申請書に緊急連絡先として記載されている者が連絡するものとする。

(利用の取消し)

第8条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、装置等の貸出しの承認を取り消すことができる。

(1) 第6条の規定に違反していると認められるとき。

(2) 利用者から装置等の返還の申出があったとき。

(3) 虚偽の申請その他不正の手段により貸出しの承認を受けたとき。

(装置等の返還)

第9条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に装置等を返還するものとする。

(1) 第5条に規定する貸出期間が終了したとき。

(2) 前条の規定により、装置等の貸出しの承認を取り消されたとき。

2 利用者は、前項の規定により装置等を返却するときは、当該装置に保存されている録音データを消去しなければならない。ただし、利用者が希望するときは、井原市消費生活センター職員が、利用者に代わって当該データの消去を行うことができる。

(費用負担)

第10条 利用者は、次に掲げる費用を負担するものとする。

(1) 装置等の損傷による修理又は亡失による弁償に要する費用(利用者の故意又は重大な過失により修理又は弁償を要する場合に限る。)

(2) 装置等の利用に係る電気料

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、通話録音装置貸出事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年9月1日から施行する。